

＜大塚芳満記念財団定款＞

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人大塚芳満記念財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県鳴門市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、徳島県内に在住する、医学、歯学、薬学、栄養学を専攻する有能な大学生、大学院生及び経済的に困難な状況にある高校生等に対し奨学援助等を行い、もって徳島県の医学、歯学、薬学、栄養学の発展並びに国民福祉の向上に寄与し、社会有用の人材を育成するとともに、徳島県内の優秀スポーツ選手に対して援助等を行い、県内スポーツの発展に寄与し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 徳島県内の医学、歯学、薬学、栄養学を専攻する大学生、大学院生に対する奨学援助
- (2) 徳島県内の優秀スポーツ選手に対する援助
- (3) 徳島県内の高校生等に対する大学進学及び就学のための奨学援助
- (4) 徳島県内の専門高校生の農業・林業・水産業の担い手及び視覚・聴覚支援学校生の就学・就活援助
- (5) 医学及び科学技術の振興に寄与する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、徳島県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の拠出)

第6条 設立者(大塚道子)は、金10億円をこの法人のために拠出した。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として次に掲げるものをもって構成する。

(1) 前条の財産目録で特定された財産

(2) 特定(基金)財産として寄附された財産

(3) 理事会で特定(基金)財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金の管理)

第9条 特定費用準備資金の管理は、別途、理事会の定める手続きによる。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については当該事業年度が終了するまで主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会

の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を一般の閲覧に供するものとする。

(評議員の定数)

第13条 この法人には、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第一号に規定される親族その他特殊の関係がある者に該当する評議員の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

(評議員の権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

- 第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 13 条で定めた評議員の員数が欠けた場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員の報酬等)

- 第 17 条 評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 100 万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の費用に関する規程による。

(評議員会の構成及び権限)

- 第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

- 第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 定時評議員会は毎年 6 月に開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合にはその都度開催する。

(評議員会の招集)

- 第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(評議員会の定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第23条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(評議員会の議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(役員等の種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、副理事長及び専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- (1) 各理事については、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第一号に規定される親族その他特殊の関係がある者に該当する理事の合計数が理事の総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。
 - (2) 各監事については、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第一号に規定される親族その他特殊の関係がある者に該当する監事の合計数が監事の総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。
 - (3) 監事のうちには、理事及び評議員並びに財団の職員が含まれてはならない。
- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定めるところにより法人の業務を分担執行する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員等の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員等の解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員等の報酬等)

第30条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員等の責任の免除又は限定)

- 第31条 この法人は、役員の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(理事会の設置)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(理事会の種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、5月に年1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、必要と認めた委員会を設置することができる。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第46条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更に付き、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共

団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

(寄附を受けた株式に係る議決権の行使)

第48条 寄附を受けた株式に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承諾を得るものとする。

(公告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は大塚道子とする。
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

赤石和彦	中村守夫	三谷昭夫	井端好美
小原和夫	糟谷三郎	堀俊朗	粂井明

これは、公益財団法人 大塚芳満記念財団の定款である。

徳島県鳴門市撫養町南浜字浜田83-1

公益財団法人 大塚芳満記念財団

理事長 大塚道子